

令和7年度

第1回 七尾市都市マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定委員会

## 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 委員紹介

(1) 出欠名簿 (資料①)

4. 委員長選任

5. 議事

(1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定方針について (資料②、③)

(2) 計画策定に向けた検討について (資料②、③)

①七尾市の現況と課題・都市構造上の課題

②将来目標

6. 閉会

## 都市マスタープラン及び立地適正化計画の策定スケジュール（案）

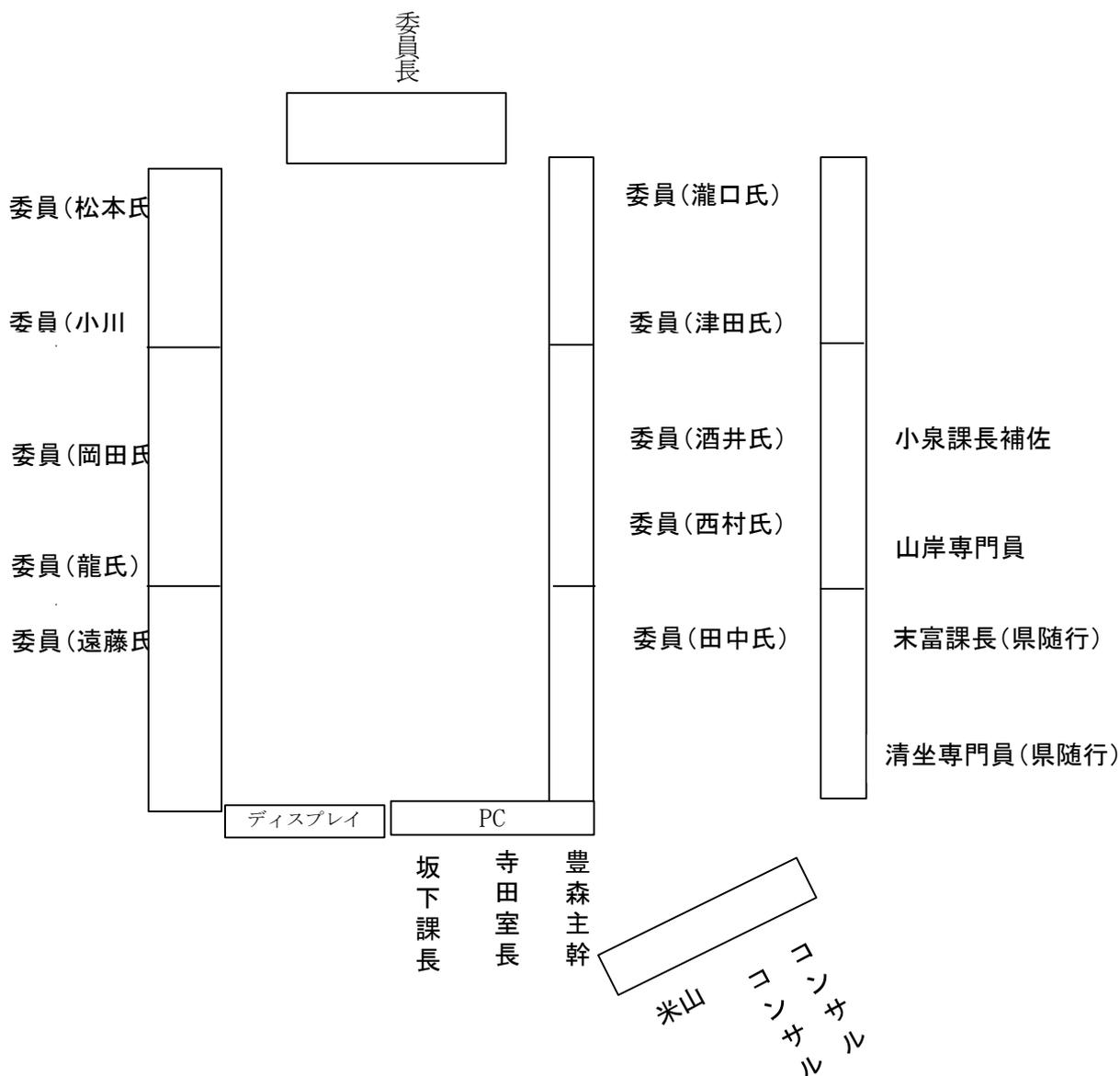
時期	議題	都市MP	立適計画	備考
R7年 9月24日	<b>第1回策定委員会</b> <b>【議題(案)】</b> ・策定方針 ・現況・課題の整理 ・将来目標	○ ○ ○	○ ○	
R7年10月	<b>有識者意見交換</b> <b>【内容】</b> ・七尾市が抱える課題や目標に対する方針や 具体施策について意見交換 ※12月に意見反映結果を報告			
R8年1月	<b>第2回策定委員会</b> <b>【議題(案)】</b> ・将来フレーム ・将来都市構造（目指すべき都市構造） ・分野別方針（土地利用・交通体系） ・立地の適正化に関する基本的な方針 ・居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	
R8年5月	<b>第3回策定委員会</b> <b>【議題(案)】</b> ・分野別方針（都市環境形成・防災） ・誘導施策 ・防災指針	○	○ ○	
R8年8月	<b>第4回策定委員会</b> <b>【議題(案)】</b> ・地域別構想 ・評価指標・目標値 ・計画素案	○ ○	○ ○	
R8年10月 ～11月	<b>パブリックコメント</b> <b>【内容】</b> ・都市計画マスタープラン案 ・立地適正化計画案	○	○	

※現時点での案であり、状況に応じて変更する場合があります

# 第1回 七尾市都市マスタープラン改訂及び 立地適正化計画策定委員会座席表

令和7年9月24日（水）14時00分～

七尾市役所本庁2階 201会議室



## 七尾市都市マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定委員会 出欠名簿

資料①

資格	役職	氏名	出欠
各種団体の代表者	七尾市町会連合会	会長 かわぶち ただし 川淵 正	欠席
	七尾商工会議所	専務理事 おがわ ゆきひこ 小川 幸彦	出席
	七尾商店街連合会	おかだ しょうこ 岡田 翔子	出席
	一般社団法人 七尾青年会議所	理事長 たつ かおり 龍 香織	出席
	一般社団法人 ななお・なかのどDMO	事務局長 えんどう あつし 遠藤 敦	出席
	公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会	常務理事 たきぐち こうたろう 瀧口 幸太郎	出席
	北鉄能登バス株式会社 (七尾市地域公共交通協議会)	取締役総支配人 おくむら こういち 奥村 浩一	欠席
	社会福祉法人 七尾市社会福祉協議会	会長 つだ ひろみ 津田 博美	出席
たかしな地区活性化協議会 (七尾市地域づくり協議会連合会)	会長 さかい ふじお 酒井 藤雄	出席	
学識経験者	国立大学法人 金沢大学	准教授 まつもと くにひこ 松本 邦彦	出席
関係行政機関の職員	石川県中能登土木総合事務所	所長 次長 の と しげかず 能登 茂和 にしむら ひでき 西村 秀樹	欠席 代理出席
	石川県土木部都市計画課	課長 たなか しんいちろう 田中 進一郎	出席

1. 策定の目的

- 能登地域において、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、甚大な被害が発生し、七尾市においても、建物等に多くの被害が生じています。
- このため、地域ごとに異なる被害状況や既存コミュニティの状況、被災以前からの都市課題を踏まえて、復興まちづくりを推進していく必要があります。
- 七尾市では、令和7年2月に策定した復興まちづくりの方針を示した「七尾市戦略的復興プラン」に基づき、各事業を具体化し、推進していく予定です。
- 令和7年度は、復興アクションプランの策定を進める予定です。さらに、地域との意見交換を実施しながら、地区別復興構想の策定を進めており、この内容を復興アクションプランに反映することとしています。
- こうした七尾市における復興まちづくりの動きを推進するため、上記計画の内容を反映した都市計画マスタープランの改訂及び立地適正化計画の策定を行います。
- 今回、改訂・策定する都市計画マスタープラン及び立地適正化計画は、復興を重点的に推進するための計画として位置付けます。

【都市計画マスタープラン】

- ・都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと
- ・住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定める計画（都市計画運用指針）
- ・七尾市では、平成23(2011)年3月に現行計画を策定

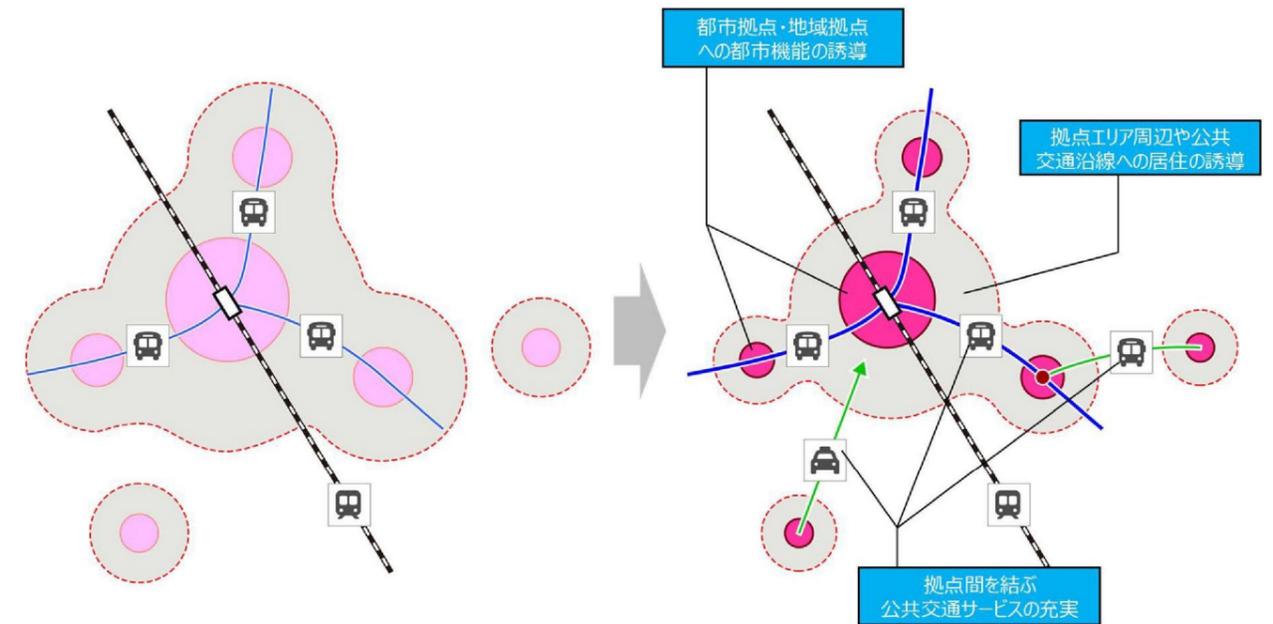
<都市計画マスタープランの役割>

- ①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする
  - ・これからの七尾市の都市づくりについて、市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針、地域別まちづくりの方針を明らかにします。
- ②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる
  - ・土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。
- ③個別の都市計画相互の調整を図る
  - ・具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。
- ④市民や事業者の理解、具体的な都市計画の合意形成を図る
  - ・都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、市民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

【立地適正化計画】

- ・都市再生特別措置法第81条に規定され、「都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進（国交省立地適正化計画の手引き【基本編】P7）」する計画

■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(国土交通省 R7年4月改訂)

<立地適正化計画の役割>

- ①人口減少が進行中での持続可能な都市づくりの方向性を示す
  - ・七尾市において、今後も継続することが予想される人口減少の状況下でも、持続可能な七尾市版のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を整理し、都市機能や居住の誘導の方向性を明らかにします。
- ②都市計画マスタープランで定める将来都市構造を実現するための具体施策を位置付けます
  - ・七尾市の都市計画マスタープランで定める将来都市構造実現に向けた都市機能、居住の誘導に係る具体的な施策を位置付けます。
- ③計画に位置付けた具体施策の実施に向けた調整を行います
  - ・立地適正化計画に施策を位置付けることで、国の補助額のかさ上げを受けること等が可能になるため、計画に基づいて施策の実施に向けた調整を国等と行います。

## 2. 策定体制

○下記の策定体制のとおり、地域・市民や有識者の意見を反映しながら、計画の検討を進めます。

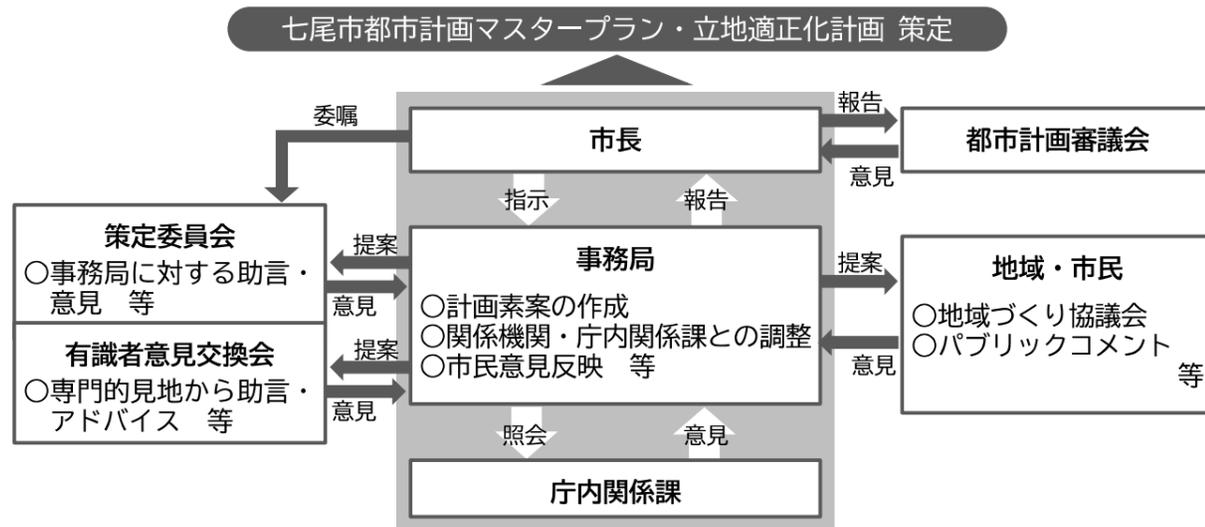


図 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定体制

## 3. 計画期間

○七尾市都市計画マスタープランは、現行計画の計画期間（20年間）と同様に、目標年次を概ね20年後の2045年度とします。

○また、七尾市立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、都市計画マスタープランと合わせ、2045年を目標年次とします。

## 4. 計画の位置付け

○都市計画マスタープランは、上位計画である「七尾市総合計画」「七尾都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、「七尾市戦略的復興プラン」と整合を図りながら定めます。

○立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、七尾都市計画区域マスタープランに即すとともに、七尾市都市計画マスタープランとの調和が保たれたものとして作成する必要があります。（都市計画運用指針）

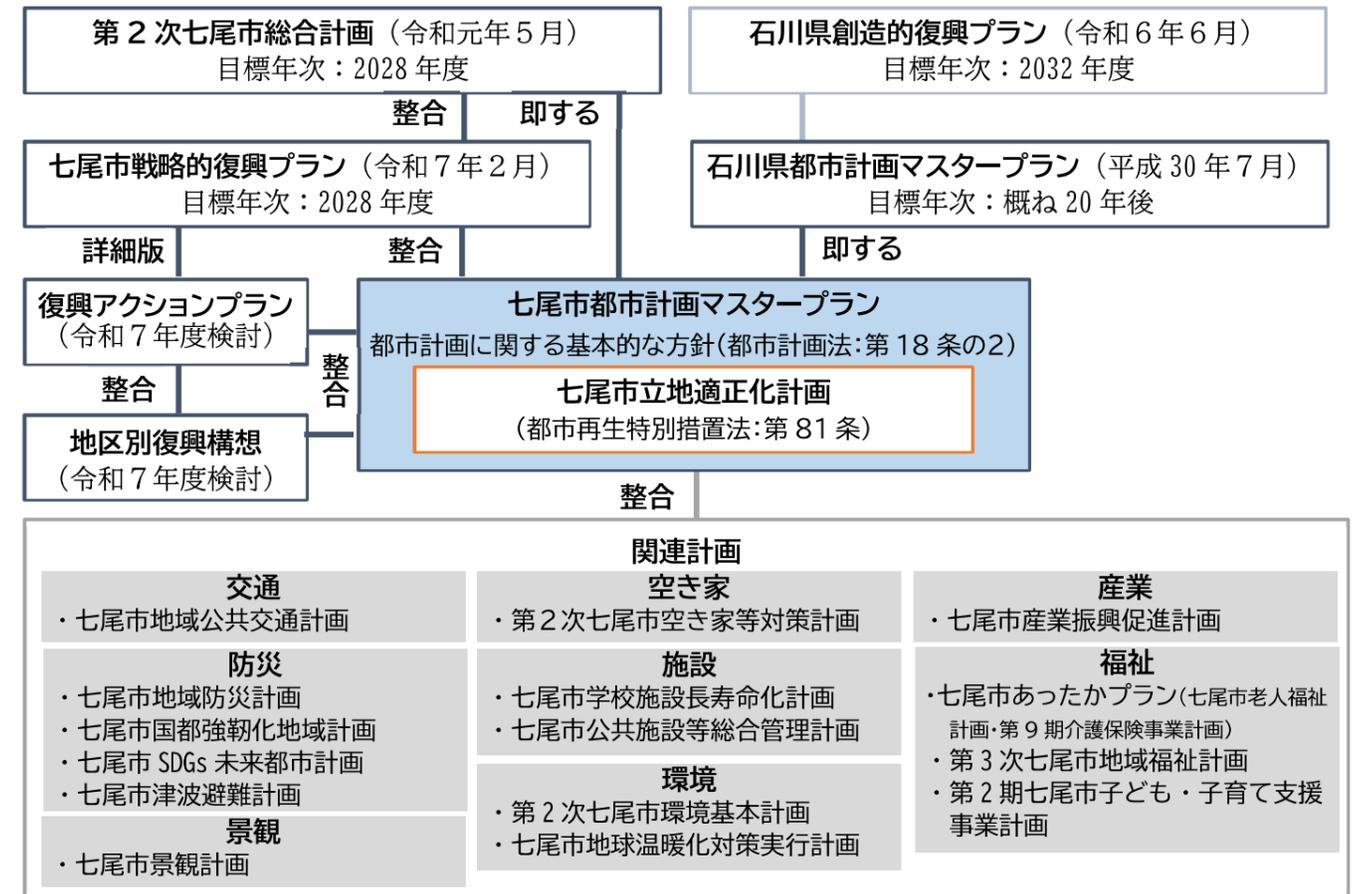


図 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け

## 5. 上位計画

### 5-1 第2次七尾市総合計画（策定：令和元年5月、計画期間：令和元年度～10年度）

基本 構想	<p><b>【まちづくりの基本理念】</b></p> <p>〔市民のねがい ― 七尾市民憲章 ― 〕</p> <p>古き歩みを誇りつつ 文化の薫るふるさとに 豊かな未来夢ひらく</p> <p>なみおだやかに碧光り ななおのまちに人集う おとなも子どもも手をつなぎ しあわせの和を広げよう</p>	<p><b>【目指す将来像】</b></p> <p>能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお</p> <p>市民のねがいにこめられた7つのキーワード</p> <p>II 未来への懸け橋</p>
	<p><b>【まちづくりの基本方針】</b></p> <p><b>I. 地域の宝を活かした市民がいきいきと働けるまち</b></p> <p>魅力ある地域資源を最大限に活用して、地域に根ざした商工業や農林水産業の振興を図り、活気あふれるまちを目指します。</p> <p><b>II. 住む人、訪れる人の流れをつくり人が集うまち</b></p> <p>豊かな自然や歴史・文化などの地域資源やスポーツ施設などの交流拠点を活用し、七尾に多くの人を呼び込むとともに、移住・定住を促進し、住み続けたい、住んでみたいまちを目指します。</p> <p><b>III. 次代を担う輝く子どもたちを総ぐるみで育むまち</b></p> <p>出産から子育てまでの支援体制や教育環境を充実させ、ふるさと七尾の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていくまちを目指します。</p> <p><b>IV. 恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち</b></p> <p>世界農業遺産に登録された「能登の里山里海」に代表される豊かな自然環境と多彩な歴史・文化を次代に継承していくまちを目指します。</p> <p><b>V. 福祉・保健・医療がいきとどき安心していきいきと暮らせるまち</b></p> <p>高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉を推進し、地域医療体制を充実させるとともに、介護予防や障害者の自立支援、健康づくりを促進することにより、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを目指します。</p> <p><b>VI. 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち</b></p> <p>市民の暮らしを支える都市基盤や住環境の整備、防災・防犯体制の強化などにより、安全・快適で暮らしやすいまちを目指します。</p> <p><b>VII. 支え合いのネットワークがはりめぐらされたまち</b></p> <p>地域づくり協議会が中心となって取り組む支え合い活動を支援するとともに、誰もがまちづくりに参画するまちを目指します。</p>	

## 基本 計画

I-1 商工業の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安心して働ける場の創出</li> <li>(2) 地域に適した企業誘致活動の展開</li> <li>(3) 地域資源を活かした商工業の振興</li> <li>(4) 伝統産業の振興と承継</li> <li>(5) みなとのにぎわい創出</li> <li>(6) まちなかのにぎわい創出</li> </ol>
I-2 農林水産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安定した農業経営の確立</li> <li>(2) 生産基盤の整備と農地の保全</li> <li>(3) 魅力ある水産業の創出とブランド化</li> <li>(4) 農林水産業における担い手の確保</li> <li>(5) 鳥獣被害対策と利活用促進</li> <li>(6) 豊かな森林資源の保全と活用</li> <li>(7) 6次産業化の推進</li> </ol>
II-1 交流人口の拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) DMOを中心とした観光地域づくりの推進</li> <li>(2) 地域の特性を活かした観光の魅力づくりの推進</li> <li>(3) 広域観光と外国人観光客の誘客促進</li> <li>(4) スポーツ施設などの活用や体験型旅行による交流人口の拡大</li> </ol>
II-2 移住・定住の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移住施策の充実強化</li> <li>(2) 定住施策の充実強化</li> </ol>
III-1 少子化対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 結婚への希望が持てる環境づくり</li> <li>(2) 妊娠前から乳幼児期までの支援の充実</li> </ol>
III-2 子育て環境の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育て支援体制の充実</li> <li>(2) 保育環境・保育サービスの充実</li> <li>(3) 子どもも共に育つ環境づくりの推進</li> </ol>
III-3 子ども教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの健全育成</li> <li>(2) 教育環境の充実</li> <li>(3) 学校教育体制の充実</li> </ol>
III-4 生涯学習・生涯スポーツの振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の推進</li> <li>(2) 生涯スポーツの振興</li> </ol>
IV-1 豊かな自然環境と景観の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然環境の保全</li> <li>(2) 良好な景観形成</li> <li>(3) 景観保全活動の推進</li> <li>(4) 地球温暖化対策の推進</li> <li>(5) 循環型社会の形成</li> <li>(6) 世界農業遺産「能登の里山里海」の推進</li> </ol>
IV-2 歴史・文化の継承	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史・文化遺産の保全と活用</li> <li>(2) 魅力ある歴史・文化遺産の情報発信</li> <li>(3) 伝統的祭り行事の振興と担い手の育成</li> <li>(4) 優れた芸術・演劇文化に触れる機会の充実</li> </ol>
V-1 健康づくりと医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯を通じた健康づくりの推進</li> <li>(2) 医療体制の充実</li> <li>(3) 医療保険制度の安定した運営</li> </ol>
V-2 高齢者福祉の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の自立と社会参加の促進</li> <li>(2) 認知症施策の推進</li> <li>(3) 介護支援体制の充実</li> </ol>
V-3 障害者福祉の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の自立と社会参加の促進</li> <li>(2) 生活支援体制の充実</li> </ol>
V-4 地域福祉・生活保障の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福祉体制の充実</li> <li>(2) 生活保障の充実</li> </ol>
VI-1 災害対策の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害・減災対策の充実</li> <li>(2) ライフライン等の確保</li> <li>(3) 災害未然防止対策の充実</li> </ol>
VI-2 消防・救急体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防力の充実</li> <li>(2) 救急救命体制の充実</li> </ol>
VI-3 住環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 空き家対策の推進</li> <li>(2) 防犯・交通安全対策の推進</li> <li>(3) 消費者対策の推進</li> </ol>
VI-4 生活環境の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) うるおいある生活環境の推進</li> <li>(2) 安全で安定した水道事業の継続</li> <li>(3) 循環のみち下水道の整備</li> </ol>
VI-5 交通体系の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広域的な道路ネットワークの構築</li> <li>(2) 市内道路ネットワークの構築</li> <li>(3) 持続可能な公共交通ネットワークの形成</li> </ol>
VII-1 共助・協働によるまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域づくり協議会を中心とした地域コミュニティの活性化</li> <li>(2) 積極的な情報公開と市民参画の推進</li> <li>(3) 様々なメディアを活用した広報広聴活動の充実</li> <li>(4) 人権尊重と男女共同参画の推進</li> </ol>

5-2 七尾市戦略的復興プラン（策定：令和7年2月、計画期間：令和6年度～10年度）

はじめに	<p>【復興のまちづくりの将来像】</p> <h2 style="text-align: center;">すべての暮らしと営みに幸せを</h2> <p style="text-align: center;">みんなの笑顔が輝くまち</p> <p>【プランの位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次七尾市総合計画に掲げる将来像「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」の実現に向けて、各種計画に基づく事業と連携する計画</li> </ul>								
復興の 基本理念 ・方針	<p>【復興に向けた基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民のねがい ～七尾市民憲章～」を復興の基本理念とし、復興の基本方針を定め一日も早い本市の復旧・復興を目指します。</li> </ul> <p>【復興に向けた基本方針】</p> <p><b>I. ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり</b></p> <p>社会インフラの強靱化と、人と人とのつながりの強化により、災害に強い地域社会をつくりまします。</p> <p><b>II. 地域資源を活かしたなりわいの再建と創造</b></p> <p>地域資源を活かした生業の再建・創出と、人材の確保などにより経済活動の活性化を図ります。</p> <p><b>III. ヒト・モノ・カネの流れの回復と創出</b></p> <p>能登へのヒト・モノ・カネと情報の流れを回復させるとともに新たな交流も生み出します。</p> <p><b>IV. まちの持続を支える次代を担うひとづくり</b></p> <p>将来にわたって「まち」を持続させていくため、次代を担う子どもたちを安心・安全に育むことができるまちをつくりまします。</p> <p>【土地利用の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中心市街地及び和倉エリアは、地域の中心拠点として地域経済の維持に必要な公共インフラ・施設などの強靱化を図り、重要な都市機能の強化を進めます。</li> <li>●各地区において震災前以上に安心して暮らせるよう、各地域づくり協議会を核としたコミュニティの再生や居住環境の再建に取り組みます。</li> <li>●産業の復興や中心市街地の利便性を高めるため、地域の中心拠点や生活拠点の広域的な連携を促進します。</li> <li>●各集落において復旧を進め、現地再建を支援していくとともに、各地域で話し合いを通じて、災害リスクや孤立可能性の高いエリアなどから拠点への移転を支援（必要に応じて災害の危険なエリアの立地規制を検討）します。</li> </ul>  <table border="1" data-bbox="831 1732 1439 1921"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>重点エリア 地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域交流エリア 防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>能登自動車道、のと里山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	基本方針		重点エリア 地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点		地域交流エリア 防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点		能登自動車道、のと里山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化
凡例	基本方針								
	重点エリア 地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点								
	地域交流エリア 防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点								
	能登自動車道、のと里山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化								

重点プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者一人ひとりに寄り添った生活再建プロジェクト</li> <li>地域コミュニティ再生プロジェクト</li> <li>震災の経験を生かしたインフラ強靱化プロジェクト</li> <li>なりわい再建プロジェクト</li> <li>和倉温泉創造的復興プロジェクト</li> <li>スポーツ・歴史文化で賑わい創出プロジェクト</li> <li>未来を担うひとづくりプロジェクト</li> </ol>
分野別 創造的 復興施策	<div style="border: 1px solid #00aaff; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>I ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>くらしとコミュニティの再建                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災者の生活再建</li> <li>②コミュニティの再生</li> <li>③市民生活に必要な公共インフラなどの早期復旧と強靱化</li> </ul> </li> <li>生活環境の再生と充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①防災・減災対策の推進</li> <li>②総合的な災害対応力の強化</li> <li>③震災後のニーズを踏まえた公共交通網の構築</li> </ul> </li> <li>持続可能なまちづくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域づくり協議会を中心とした絆づくりと共助への取組み</li> <li>②豊かな自然環境の保全と持続可能な取組み</li> <li>③行政サービスのデジタル化と誰一人取り残されないための取組み</li> <li>④地域共生社会の推進</li> </ul> </li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid #e67e22; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>II 地域資源を活かしたなりわいの再建と創造</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>農林水産業の再生・振興                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①農林水産施設の復旧</li> <li>②農林水産業の再建</li> <li>③安定した経営の確立</li> </ul> </li> <li>地域産業の再生・振興                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域産業の事業再建支援</li> <li>②まちなかの賑わい回復</li> <li>③地域資源を活かした商工業の振興</li> </ul> </li> <li>新たな産業の創出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①安心して働ける場の創出</li> <li>②産業人材の育成と確保</li> </ul> </li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid #27ae60; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>III ヒト・モノ・カネの流れの回復と創出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>交流人口の拡大                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①観光地域づくりの推進</li> <li>②和倉温泉を核とした観光振興</li> <li>③スポーツや歴史・文化を活用した交流の推進</li> <li>④国際交流の推進とインバウンド観光の推進</li> </ul> </li> <li>関係人口の創出と拡大                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知度の向上と関係性の創出</li> <li>②関係人口の拡大</li> </ul> </li> <li>定住人口の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①移住定住の促進</li> <li>②二地帯居住の促進</li> </ul> </li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid #e74c3c; padding: 5px;"> <p><b>IV まちの持続を支える次代を担うひとづくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少子化対策の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①出会い・結婚の支援</li> <li>②出産・子育てに係る負担の軽減</li> <li>③女性活躍の推進</li> </ul> </li> <li>子育て環境の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育サービスの充実</li> <li>②子育て環境の充実</li> </ul> </li> <li>学校教育の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども教育の充実</li> <li>②学びの環境の再建</li> <li>③魅力ある学びの場づくり</li> </ul> </li> </ol> </div>

5-3 石川県都市計画マスタープラン（策定：平成30年7月、計画期間：概ね20年）

**目的と役割**

- 「石川県の都市計画に関する基本的な方針」は、県全体における都市計画の基本的な考え方を、「広域都市圏マスタープラン」は、今後の広域的な都市づくりの考え方を、「都市計画区域マスタープラン」は、それぞれの都市における主要な都市計画の考え方を示したもの
- この3つを併せて「石川県都市計画マスタープラン」とし、おおむね20年後を目標とした都市づくりの指針とする

**石川県の都市計画に関する基本的な方針**

**【都市計画の目標】**

**基本理念** “個性、交流、安心を実現する地域主体の持続可能なまちづくり”

**都市計画の目標**

目標1：持続可能でにぎわいある集約型のまちづくり  
 目標2：安全・安心で快適に暮らせるまちづくり  
 目標3：活力ある地域拠点の充実と交流のまちづくり  
 目標4：個性ある景観と豊かで多様な自然を活かしたまちづくり  
 目標5：地域主体のまちづくり

**【目標の実現に向けたまちづくりの10の方策】**

- 1 地域の特性に応じた集約型のまちづくり
- 2 人と環境にやさしい総合的な交通体系の構築
- 3 災害に強くしなやかなまちづくりの推進
- 4 移住・定住の促進に向けた快適な居住環境の充実
- 5 地域の強みを活かした拠点の強化
- 6 産業や交流を支える広域ネットワークの形成
- 7 個性と魅力ある景観の保全・創出
- 8 豊かで多様な自然環境との共生・保全
- 9 官民連携など多様な主体の連携
- 10 地域主体の活動を支える仕組みの充実

**【広域都市計画の方針】**

**土地利用の方針**

各地域の広域拠点をはじめ、地域連携の拠点となる地域拠点やその他の生活拠点、産業拠点へのさらなる都市機能や居住機能の集約を進めるとともに、空き家や空きビルなどの既存ストックの有効活用や拠点の機能強化を図る。

**都市施設の方針**

広域結節拠点の小松空港・のと里山空港及び金沢港・七尾港などの空港・港湾や北陸新幹線などの鉄道、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づく幹線道路ネットワークの整備・充実に取り組む。

**市街地開発事業などの方針**

広域拠点都市などにおけるまちなかの再生・活性化、既成市街地などにおける居住環境の改善及び未整備都市施設の整備促進を計画的に行う。

**自然的環境の整備又は保全の方針**

白山ろくや能登の里山里海などに代表される多様な自然を保全・活用する。河川・海岸などの水辺空間を保全・再生・創出し、ネットワーク化を図る。

**景観形成の方針**

歴史的街並みや自然景観などの地域特性を活かした魅力ある景観形成を図るため、計画的な建築物などの規制・誘導を推進する。



「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想

中能登地域広域都市圏マスタープラン

・中能登地域は七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の2市3町で構成され、このうち3市町で都市計画区域が指定

**【地域づくりの基本理念】**

- (1)成熟社会に対応した魅力ある移住・定住環境づくり
- (2)産業拠点の充実による魅力ある就労環境づくり
- (3)里山里海の豊かな資源を活かした交流環境づくり
- (4)交流と連携を強めるネットワークづくり
- (5)地域主体の個性的なまちづくり

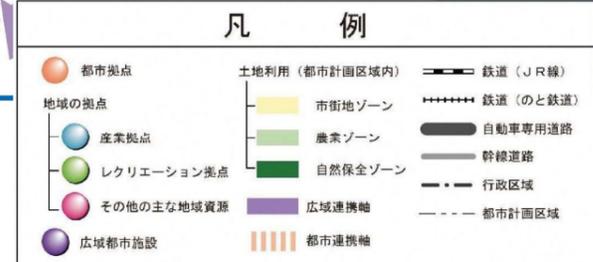
**【地域構造の基本方針】**

・七尾駅周辺から七尾港周辺を商業・業務及び産業集積拠点に位置づけ、多様な都市機能の集積により、能登地域の中核都市にふさわしい拠点の形成を図る。

・和倉温泉一帯は、広域観光交流の拠点として整備・育成を図る。

・のと里山海道、能越自動車道（田鶴浜七尾道路、七尾氷見道路）等の利用により、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、奥能登地域等との広域的な連携を強化する。

・七尾港は、能登地域の物流拠点としての機能充実を進めるとともに、客船の入港への強化や交流機能の充実を図る。



七尾都市  
計画区域  
マスター  
プラン

【都市計画の目標】

都市づくりの基本理念

- ① 既存ストックを活かした集約型のまちづくり
- ② 誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルを楽しむまちづくり
- ③ 地域の宝を活かした観光交流型のまちづくり
- ④ 交流・連携軸の強化による地域の強みを活かし弱みを補うまちづくり
- ⑤ 地域主体の誇りと愛着を育むまちづくり

地域毎の市街地像

・七尾駅周辺部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点とのと里山空港・輪島方面、羽咋・金沢方面、富山県方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

【区域区分の決定の有無】

・市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。



6. 計画構成 (案)

- 都市計画マスタープランは、現行計画の構成を基本としつつ、都市づくりの基本方針において「防災の方針」を独立して項目立てし、作成します。
- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランで定める将来都市構造の実現に向けて、都市再生特別措置法で記載することとされる項目を基本に定めます。

都市マス・立適計画の構成 (案)

都市計画マスタープラン (構成案)

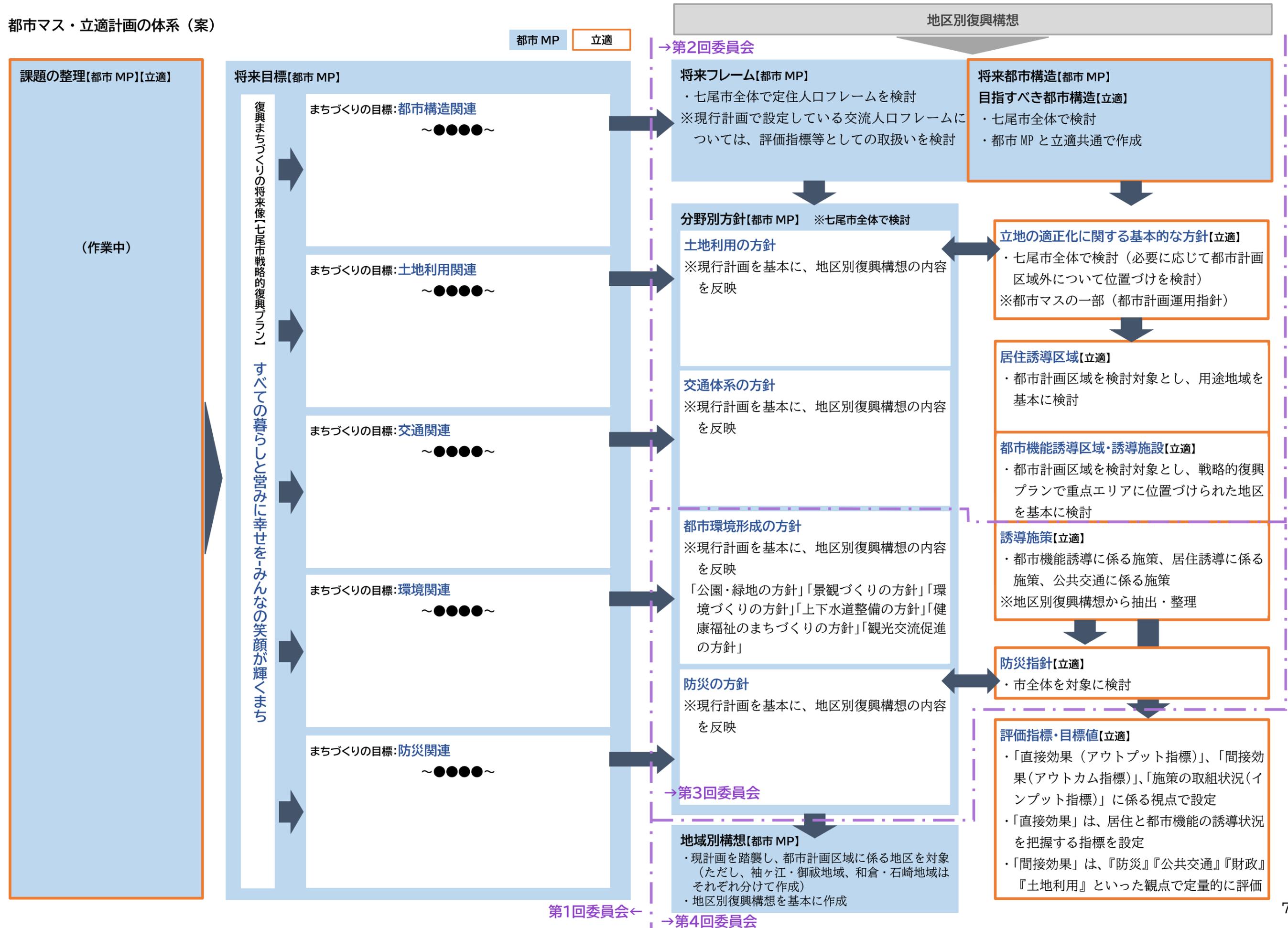
- 0. 都市計画マスタープランとは
- 1. 七尾市の現況と課題
- 2. 将来目標の設定
  - ①まちづくりの目標
  - ②将来都市像
  - ③将来フレームの設定
  - ④将来都市構造
- 3. 都市づくりの基本方針
  - ①都市づくりの基本方針
  - ②土地利用の方針
  - ③交通体系の方針
  - ④都市環境形成の方針
  - ⑤防災の方針
- 4. 地域別構想
- 5. まちづくりの実現に向けて

項目を  
独立して  
整理

立地適正化計画 (構成案)

- 0. 立地適正化計画とは
- 1. 都市構造上の課題
- 2. 目指すべき都市構造
- 3. 立地の適正化に関する基本的な方針
  - ①目指すべき都市構造
  - ②都市機能及び居住の誘導方針
- 4. 居住誘導区域
  - ①設定基準・設定フロー
  - ②居住誘導区域図
- 5. 都市機能誘導区域・誘導施設
  - ①設定基準・設定フロー
  - ②都市機能誘導区域図
- 6. 誘導施策
  - ①都市機能誘導に係る施策
  - ②居住誘導に係る施策
  - ③公共交通体系に係る施策
- 7. 防災指針
- 8. 評価指標・目標値
  - ①評価指標の設定
  - ②目標値

都市マス・立適計画の体系（案）



## 7. 計画策定に向けた検討

### 7-1 七尾市の現況と課題【都市 MP】・都市構造上の課題【立適】

○現況データ及び課題の整理を都市計画マスタープランと立地適正化計画共通で実施します。

○課題整理にあたっては、今回の計画策定が復興まちづくりに主眼を置くべきと考え、「七尾市戦略的復興プラン」で掲げる4つの柱を踏まえて抽出します。

#### 『Iハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり』に向けた課題

##### 課題 I-①：能登半島地震の経験を踏まえた防災・減災対策【都市 MP・立適】

能登半島地震では、旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の木造建築物で多くの被害が生じており、用途地域が指定された市街地では、依然として昭和 56 年以前の木造建築物が多く、防災・減災対策が必要です。また、七尾市では地震以外にも、洪水、津波、土砂災害等の災害が想定されており、事前の防災・減災対策が合わせて必要です。

#### 災害

- ・能登半島地震により、全建物の約 30%に相当する 7,348 棟に半壊以上の被害が生じている。また、住家については、全体の約 15%に相当する 4,643 棟に半壊以上の被害が生じている。【資料編 P51・54】
- ・洪水については、市域の広い範囲で浸水が想定されている一方、2 階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0 m以上の浸水が想定される市街地やまとまりのある集落地はみられない。【資料編 P45】
- ・河岸侵食が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域に住家の立地がみられる。【資料編 P47】
- ・津波により、七尾港周辺の市街地や海岸周辺の集落地で浸水することが想定され、崎山や能登島の集落地では、木造建築物の大半が全壊するとされる浸水深 2.0mを超える箇所もみられる。【資料編 P48】
- ・市全域で土砂災害の危険性が高いエリアがみられる。【資料編 P50】

#### 市街地の状況

- ・本市の用途地域内において、旧耐震基準に基づき建築された昭和 56 年以前の木造・土蔵造の建物が多く分布している。能登半島地震では、市全体において昭和 56 年以前の木造・土蔵造で半壊以上の被害が生じた建物が多い傾向にあり、地震による倒壊等の被害が懸念される。【資料編 P33・52・53・55・56】

##### 課題 I-②：震災を機に加速化することが懸念される人口減少の抑制【都市 MP・立適】

能登半島地震の発生後、大幅な人口減少がみられ、これまでの続いてきた人口減少が加速化されることが懸念されます。一方、自宅が被災した市民は、七尾市内に今後も住みたいと回答する割合が高く、ニーズに対応しながら人口減少を抑制することが必要です。

#### 人口

- ・本市における人口は、減少傾向で推移しており、令和 6 年能登半島地震後の人口（令和 6 年 10 月）は前年の令和 5 年と比較して、約 1,700 人減少しており、例年（概ね 950 人減）よりも大幅な減少となっている。【資料編 P2】
- ・自宅が半壊以上の被害を受けた方の今後住みたい場所について、「七尾市内（被災前と同じ地区内）」の回答が約 72%と突出して多く、「七尾市内（地区を問わない）」と合わせると約 77%となっており、市内での生活再建を促進することが求められている。（R6 年住民アンケート）
- ・国立社会保障人口問題研究所による推計によると、令和 2（2020）年以降、減少が継続していくことが想定されている。概ね 20 年後の令和 27（2045）年には、令和 2（2020）年から約 2 万人減少し、約 3 万人まで減少することが予測されている。【資料編 P4】

##### 課題 I-③：公費解体等により進行する市街地のスポンジ化の抑制【都市 MP・立適】

震災により被害が生じた建物の公費解体が順次進められ、今後、空地が市街地等で増加することが想定され、市街地や地域の衰退していくことが懸念されることから、空地、空き家の活用によるスポンジ化の抑制が必要です。

#### 市街地の状況

- ・能登半島地震で被害が生じた建物については、公費解体の申請が行われており、令和 7 年 1 月 27 日時点で半壊以上の被害が生じた建物の内、全建物で約 45%（4,250 棟）、住家で約 33%（1,585 棟）が公費解体の申請が行われ、今後、空き地が多く発生することが懸念される。【被災現況調査】

##### 課題 I-④：合併経緯や歴史等の地域特性に対応した地域まちづくりの継続【都市 MP・立適】

七尾市は昭和初期からの市町村合併を経て現在に至っており、各地区で独自の歴史や地域資源を有している地域特性を踏まえながら、コミュニティセンターを核とした地域主体のまちづくりを継続していくことが必要です。

#### 市街地形成の経緯

- ・昭和 14 年に七尾町に東湊、矢田郷、徳田、西湊、石崎の 1 町 5 カ村と和倉、奥原の 2 字を加えて七尾市が誕生し、その後、昭和 29 年には北大呑、南大呑、崎山、高階の各村、平成 16 年には田鶴浜、中島町、能登島町の 3 町と合併し、現在の七尾市が形成している。【資料編 P20】
- ・七尾市では、合併経緯等を踏まえた市内 15 地区にコミュニティセンターを配置し、各地区の地域運営組織である「地域づくり協議会」が、指定管理者としてコミュニティセンターを管理・運営しており、地域まちづくりの拠点となっている。【資料編 P20】

##### 課題 I-⑤：人口動向を踏まえた施設立地の維持充実及び地域間連携による利便性確保【都市 MP・立適】

本市における都市機能は都市計画区域内の市街地を中心に立地する傾向がみられ、少子高齢化が進む中、車を運転できない高齢者が増えていくことから、人口動向に対応した各種施設の立地の維持・充実が必要です。また、こうした日常生活で利用する施設の利便性確保のため、七尾駅周辺の中心市街地等へアクセスできる公共交通の維持や再編などによる地域間連携が必要です。

#### 人口

- ・本市の人口は、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する傾向が長期的に続いており、少子高齢化が進んでいる。【資料編 P2】
- ・七尾市における人口分布は、都市計画区域内の七尾駅・七尾港周辺や和倉温泉街周辺で人口集積が見られる。また、都市計画区域外においても田鶴浜駅周辺や中島地区で一定の人口集積が見られる。【資料編 P5】

#### 都市機能

- ・行政機能は、七尾市役所本庁が七尾駅周辺に立地している。【資料編 P21】
- ・介護福祉機能は、介護サービス事業所が都市計画区域内の市街地を中心に市全域に分布している一方、崎山や北大呑では分布がみられない。【資料編 P22】
- ・子育て機能は、認定こども園が都市計画区域内の市街地を中心に分布している。【資料編 P23】
- ・商業機能は、スーパー・コンビニが都市計画区域内の市街地を中心に分布している。【資料編 P24】
- ・医療機能は、病院が都市計画区域の市街地に分布している。診療所は、市全域に分布しているが、崎山、北大呑、南大呑にはみられない。【資料編 P25】

- ・金融機能は、銀行、信用金庫が都市計画区域内の市街地を中心に分布している。【資料編 P26】
- ・教育機能は、高校、専門学校が都市計画区域内に立地している。文化機能は、歴史・祭に関する博物館・資料館等が立地している。【資料編 P27】

#### 公共交通

- ・七尾市には JR 七尾線、能登鉄道七尾線が通り 6 駅が位置するとともに、七尾駅等を結節点とした路線バス・コミュニティバスによる公共交通網を形成している。コミュニティバスについては利用者が減少傾向にある。【資料編 P34-37】

#### 課題 I-⑥：国県道を中心とした広域ネットワークの強化【都市 MP・立適】

七尾市内には、能越自動車道や国道、県道により市内外を連携する広域ネットワークが形成しています。一方、道路が土砂災害の危険性が高い地域を通る区間もみられ、災害時などにおいて孤立する地域を生じさせないためのネットワークの強化が必要です。

#### 道路

- ・本市には能越自動車道、国道 249 号、159 号、160 号、県道 1 号七尾輪島線、県道 47 号七尾能登島公園線等が整備されており、湾を囲むように広がる市街地同様、道路網も内湾沿いや山間部を通っている。【資料編 P38】
- ・七尾市街地の外郭を形成する七尾外環状道路が、七尾都市圏の交通の円滑化、広域交流の拡大及び物流支援を図る重要な幹線道路として整備が進められている。【資料編 P38】

#### 災害

- ・一部区間が、土砂災害警戒(特別)区域等の土砂災害の危険性が高い地域を通る国県道がみられます。【資料編 P50】

#### 課題 I-⑦：七尾駅周辺の中心市街地や和倉温泉の復興・活性化【都市 MP・立適】

七尾駅周辺は七尾市の中心市街地であり、商業・業務系の土地利用が進んでいますが、小規模な空地が地区全体に分布しています。また、七尾駅周辺の御祓地区では、震災で半壊以上の被害が生じた建物（住家）の割合が高い傾向にあり、市街地の再建・復興を進めることが必要です。

和倉温泉街は、能登半島有数の観光地であり、宿泊施設を中心とした商業系の土地利用が進んでいますが、震災で大きな被害が生じており、観光地としての再建・復興を進めることが必要です。

#### 土地利用

- ・都市計画区域内は、七尾駅及び和倉温泉街周辺に用途地域が指定され、七尾駅周辺では商業・業務系の土地利用、それを取り囲むように住居系の土地利用が進んでいる。【資料編 P28】
- ・和倉温泉街では、宿泊施設を中心とした商業系の土地利用が進み、その内陸側の和倉温泉駅周辺にかけて住居系の土地利用が進んでいる。【資料編 P28】

#### 人口

- ・七尾駅周辺の人口集中地区において、人口及び世帯数は減少している。人口集中地区面積はほぼ横ばいであることから、人口集中地区における人口密度は低下している。【資料編 P10】

#### 課題 I-⑧：七尾港における物流・交流拠点の強化【都市 MP】

七尾港は、エネルギー基地、木材流通加工基地として整備が進められてきた重要港湾であり、市内外における物流拠点として重要な役割を果たしています。加えて、「能登食祭市場」などの交流施設が整備され、観光交流の拠点にもなっており、引き続き、七尾港及びその周辺における物流・交流拠点の強化を図っていくことが必要です。

#### 土地利用

- ・七尾港及びその周辺では、工業・物流系の土地利用が進んでいる。【資料編 P28】
- ・重要港湾に指定されている七尾港は、エネルギー基地、木材流通加工基地として施設整備が進められてきた。七尾大田火力発電所（平成 7 年に 1 号機、平成 10 年に 2 号機が稼働）、LPG 国家備蓄七尾基地（平成 17 年完成）が整備されている。【資料編 P19】
- ・さらに、七尾港には七尾フィッシャーマンズワーフ「能登食祭市場」や七尾マリンパークが整備されるとともに、耐震強化(旅客船)岸壁が整備されたことによる旅客船誘致により交流人口の拡大が図られてきた。【資料編 P19】

#### 課題 I-⑨：多種多様な七尾の自然環境の保全・活用【都市 MP】

七尾市は、海、山、川、農地等、変化に富み、豊かな自然環境を有しており、今後もこうした自然環境を保全するとともに、七尾市の強みとして自然環境や美しい自然景観をまちづくりに活用していくことも必要です。

#### 土地利用

- ・本市は、美しい海岸線を有する七尾湾や国定公園に指定されている能登島をはじめ、城山、赤蔵山、別所岳などの市街地を縁取る山々、趣のある農村集落などが分布し、豊かな自然環境を有している。【資料編 P28】
- ・用途地域が指定された市街地では、一部で農地が残されている一方、中心市街地ではほとんどみられない。
- ・都市公園は用途地域が指定された市街地を中心に分布しているが、土地確保の困難さなどから整備が進んでいない地域もある。
- ・震災により解体された家屋の跡地に花を植える「一人一花運動 in 能登半島プロジェクト」により、中心市街地における緑地創出の取組が行われている。

#### 課題 I-⑩：下水道普及率の改善【都市 MP】

七尾市の都市計画区域内における下水道普及率が低く、下水道整備の促進が求められる状況にあります。能登半島地震により被災した既設管路の復旧・更新を優先して実施しているのが実情となっています。このような下水道の新規整備が難しい状況において、下水道普及率や下水道経営を改善させるためにも、下水道が整備済の市街地等への人口集積を図り、既存ストックを有効活用することが必要です。

#### 下水道

- ・田鶴浜地区、中島地区、能登島地区では、令和 5 年の下水道普及率が 100%となっている一方、都市計画区域が指定されている七尾地区では下水道普及率が 73.6%と他地区と比較して低い状況です。【資料編 P41】
- ・能登半島地震で被災した管路の復旧・更新を優先して実施している状況です。【資料編 P41】
- ・公共下水道は、七尾駅周辺や和倉温泉周辺の市街地を中心に整備が実施されています。【資料編 P42】

## 『Ⅱ地域資源を活かしたなりわいの再建と創造』に向けた課題

### 課題Ⅱ-①：農業・漁業の営農・操業環境の維持・充実【都市 MP】

農業や漁業の担い手が減少しており、さらに震災により被害が生じていることから、担い手の確保と合わせて営農環境や操業環境の維持・充実を図ることが必要です。

#### 産業

- ・農業は、農家数、経営耕地面積ともに減少傾向にある。【資料編 P17】
- ・漁業は、漁船数、漁業就業者数ともに減少傾向にある。また、漁港について、能登半島地震により 449 施設の内、163 箇所被害が生じている。【資料編 P18・被災現況調査】
- ・自営業（農林業、水産業、製造業）の方の「事業（生業）を続ける上での課題・不安」に対する回答をみると、「事業（生業）の後継者がいない」が約 20%と最も多い。（R6 年住民アンケート）

### 課題Ⅱ-②：歴史的資源を有する中心市街地におけるにぎわい創出【都市 MP・立適】

小丸山城の城下町として整備された歴史を有し、商店街として小規模な商店が多く立地する歴史的な市街地では、商業地域が指定されているものの、商業集積が進んでいない状況です。こうした本市の中心市街地では、七尾駅前の商業地と連携しつつ、受け継がれてきた文化財などの歴史資源等を活用しながら、商業施設等の立地による賑わいの創出が必要です。

#### 産業

- ・商業は、年間商品販売額が減少傾向で推移している。【資料編 P15】

#### 土地利用

- ・七尾駅周辺には、七尾駅前の市街地再開発事業により整備された商業地と、小丸山城の城下町として整備された歴史を有し、商店街として小規模な商店が多く立地する歴史的な市街地がある。古くからの市街地では、指定された商業地域における土地利用をみると住宅用地が目立ち、用途地域の指定意図に対して商業集積が進んでいない状況が伺える。【資料編 P28】

### 課題Ⅱ-③：効率的な都市運営及び企業立地の推進【都市 MP・立適】

七尾市の財政力指数は大きく変化していないものの、歳出をみると扶助費が増加傾向にあり、今後も高齢化に伴い増加することが想定され、厳しい財政状況が続いていくことが予想されます。このような中では、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりによる施設維持等にかかる支出縮減を図っていくことや、道路、上下水道等の既存ストックが活用可能な地域への企業立地を推進することによる税収確保を図っていくことが必要です。

#### 財政

- ・本市の歳出では、扶助費が平成 24 年度の約 44 億円から令和 4 年度に約 50 億円に増加しており、今後も高齢化等により増大することが懸念される。【資料編 P58】
- ・財政力指数は過去 10 年で大きな変動はみられないが、1 を大きく下回っている。【資料編 P59】

## 『Ⅲヒト・モノ・カネの流れの回復と創出』に向けた課題

### 課題Ⅲ-①：和倉温泉等の観光地や観光施設の復旧・充実と地域資源との連携【都市 MP】

和倉温泉や中心市街地、能登島等の観光地や観光施設は、震災により大きな被害や影響を受けており、復興に向けては、本市に分布する地域資源との連携を図りながら、観光地や観光施設の復旧や充実を図っていくことが必要です。

#### 観光

- ・本市は和倉温泉や歴史的市街地が残る中心市街地、能登島等をはじめとする観光資源・施設を多く有しているが、観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した後、回復基調にあったものの、能登半島地震により大きな影響が生じている。【資料編 P15・16】
- ・観光施設（市民以外の利用も想定した施設）の能登半島地震による被害は市内 15 地区の内、12 地区の観光施設で生じている。【被災現況調査】

#### 地域資源

- ・本市は、歴史的価値の高い能登国分寺跡や七尾城跡などの史跡の他、貴重な有形・無形文化財などが数多く存在し、能登演劇堂を拠点とする演劇文化が市民に浸透している。（現行計画）

### 課題Ⅲ-②：将来目標人口の達成に向けた定住促進【都市 MP・立適】

七尾市戦略的復興プランにおいて定められた目標人口と国立社会保障人口問題研究所の将来人口を比較すると、目標人口を達成するためには、令和 27(2045)年で約 3,000 人の定住促進が必要な状況です。

#### 人口

- ・国立社会保障人口問題研究所による推計によると、令和 2(2020)年以降、減少が継続していくことが想定されている。概ね 20 年後の令和 27(2045)年には、令和 2(2020)年から約 2 万人減少し、約 3 万人まで減少することが予測されている。【資料編 P4（再掲）】
- ・七尾市戦略的復興プランにおいて、概ね 20 年後の令和 27(2045)年の目標値は 33,657 人であり、国立社会保障人口問題研究所の推計値と比較すると、約 3,000 人の差が生じている。【資料編 P4・64】

#### 社会動態

- ・本市の自然動態は、出生数を死亡数が上回る自然減で継続的に推移している。また、社会動態は、転入を転出が上回る社会減で継続的に推移している。【資料編 P4】

## 『Ⅳまちの持続を支える次代を担うひとづくり』に向けた課題

### 課題Ⅳ-①：七尾の担い手を育成する子育て環境や教育環境の維持・充実【都市 MP・立適】

七尾市では、出生数を死亡数が上回る自然減で継続的に推移しており、将来も年少人口が減少していくことが想定され、将来の七尾市を支える担い手不足が懸念され、子育て環境や教育環境の維持・充実を図ることが必要です。

#### 人口

- ・国立社会保障人口問題研究所による推計によると、総人口と同様に年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少する一方、75 歳以上の後期高齢者は 2035 年までは増加で推移することが見込まれる。【資料編 P4】

#### 社会動態

- ・本市の自然動態は、出生数を死亡数が上回る自然減で継続的に推移している。また、社会動態は、転入を転出が上回る社会減で継続的に推移している。【資料編 P4】

#### 都市機能（子育て支援）

- ・子育て機能は、認定こども園が都市計画区域内の市街地を中心に分布している。放課後児童クラブが北大呑、南大呑を除く地域で設置されている。【資料編 P23（再掲）】

7-2 将来目標【都市 MP】

復興まちづくりの将来像の実現に向け、整理した課題に対応する将来目標を設定

